

建築物省エネ法

省エネの新たな体系が整備

2020年の義務化を目前に
省エネ3基準を創設、性能表示や認定制度も

平成28年4月、省エネに関する新たな法律である「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が施行となります。住宅に対する省エネ基準の義務化に向け、新たな枠組みが整備されました。

平成27年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が公布され、今年4月に施行されます。これまで住宅の省エネ基準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)で位置づけられてきましたが、「建築物省エネ法」のなかで新たに組み直されました。2020年までに省エネ基準の義務化が予定されています。住宅の省エネをめぐる新たな環境が整えられたのです。

新法により、住宅に先行して2000㎡以上の非住宅の新築について省エネ基準の義務化がスタート。また、省エネ基準への適合の認定を受けることでその表示を行える表示制度や、省エネ基準を上回るものについて認定し、容積率の緩和措置が受けられる認定制度も創設されました。

義務化が求められるベースの基準
建築物エネルギー消費性能基準

「建築物省エネ法」では、住宅・

建築物に係る3つの省エネ基準が示されています。

今後の省エネ基準のベースになるとも言えるのが新たに創設された「建築物エネルギー消費性能基準」です。国は2020年までに新築住宅・建築物に省エネ基準への適合を義務づける方針です。いわゆる省エネ基準の義務化ですが、その基準が「建築物エネルギー消費性能基準」です。

とは言っても、住宅については、これまでの平成25年基準から大きく変わったわけではありません。平成25年基準と同様に一次エネルギー消費量基準と外皮基準を定め、その両方に適合を求めます。また、その水準も平成25年基準と同じです。

新法では既存建築物を対象とした基準も設けられています。300㎡以上の建築物を増改築する場合、省エネ措置の届け出が求められますが、その適合判定を行う時に求められます。新築より10%程度緩和した水準が設定されています。

この既存住宅の基準は、戸建て住宅が無関係なわけではありません。

この基準は「エネルギー消費性能表示制度」にも使用されますが、ここでは戸建て住宅も対象となるからです。この表示制度は、基準に適合する認定を受けることで、その表示を行うことができるものです。

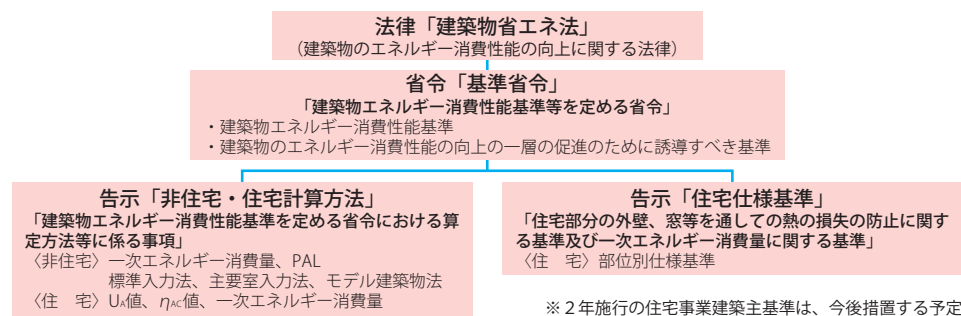
さらに高い省エネへ誘導
誘導基準

もう一つが「建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準」(誘導基準)です。

この基準は、新法に盛り込まれた「省エネ性能向上計画の認定制度」の認定基準となるもの。省エネ性能をより高いものへと誘導することを目的に、「建築物エネルギー消費性能基準」を上回る性能を持つ建築計画を認定し、容積率の緩和特例を設けます。

この基準も一次エネルギー消費量基準と外皮基準のいずれにも適合す

図 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の体系



※2年施行の住宅事業建築主基準は、今後措置する予定

図 建築物省エネ法に基づく基準の体系

	エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出・指示、表示)	誘導基準 (容積率特例)		住宅事業建築主基準	
		新法施行 (H28.4.1) 後に新築着工された建築物	新法施行前に新築着工された建築物		新法施行 (H28.4.1) 後に新築着工された建築物
非住宅	一次エネ ^{*1}	1.0	1.1	0.8	1.0
	外皮: PAL	—	—	1.0	—
住宅	一次エネ ^{*1&2}	1.0	1.1	0.9 ^{*3}	1.0
	外皮: 住戸単位 (U _s , η _s)	1.0	—	1.0	—

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量 (家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量 (家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になることを求める方向で検討。
 ※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。
 ※3 今後、約束草案の実現に向けて、住宅の省エネ基準への適合状況等を勘案しつつ、早期に非住宅同様0.8とする等、住宅の省エネルギー性能の向上に向けた取組について検討する。 出典: 国土交通省

図 開口部の熱貫流率の基準

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値 (単位1平方メートル1度につきワット)			
	地域区分			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8
(い)	2.91	4.07	6.51	—
(ろ)	2.33	3.49	4.65	—
(は)	1.90	2.91	4.07	—
(に)	1.60	2.33	3.49	—

最も厳しい区分として新たに(に)を追加した

必要があります。住宅の水準は、一次エネルギー消費量基準が平成25年基準から10%削減、外皮基準が平成25年基準と同水準となっています。

誘導基準にも既存建築物の基準が設定されており、「省エネ性能向上計画の認定制度」で、より高い水準の基準に適合する改修を行った建築物を認定する際に用いられます。基準のレベルは「建築物エネルギー消費性能基準」と同程度です。

現行制度を見直し新たにスタート
住宅トップランナー基準

3つめの基準が「住宅事業建築主基準」(住宅トップランナー基準)です。これは年間150戸以上の建売戸建て住宅を販売する事業者を対象に適合を求める基準です。

この基準は、現行のトップランナー基準から変更になりました。これまでは2013年度を目標年度に、平成11年基準レベルの住宅の一次エネルギー消費量に対して10%以上削減することを求めていましたが、新法の施行にともない評価方法を平成25年基準の評価方法に統一しました。さらに、これまで設定されていなかった外皮基準を設け、適合を求めています。

2017年度から新たな水準を設定し、年間150戸以上の建売戸建て住宅を販売する事業者に適合を求める予定です。その水準は、平成11年基準レベルの住宅の一次エネルギー消費量に対して20%以上、「建築物エネルギー消費性能基準」と比べる

と15%以上の削減を求める水準になる見込みです。

基準の合理化も
仕様基準の開口部比率制限を撤廃

新法では、これまでと同様に「仕様基準」が設けられ、これまでの課題であった開口部比率の高い住宅への対応を図るといった合理化が図られました。

これまでは開口部比率に応じて開口部の熱貫流率を設定していましたが、一定以上の開口部比率の住宅は仕様基準が使えませんでした。そこで今回、外皮面積計算をしなくてもよいように開口部比率の制限をなくするとともに、新たに開口部が比率が一定以上となる区分を追加、それぞれ開口部の熱貫流率の基準値を設定しました。

例えば、戸建て住宅で1~3地域の場合、11%以上の開口部比率を持つ住宅の開口部は1.60以下でなければならないとされました。言い換えれば、開口部の熱貫流率が1.60以下であれば、どれだけ開口部の比率が高くても基準をクリアできるということです。

また、共同住宅にとって厳しい基準となっていた点を配慮、その合理

化も図りました。

暖房一次エネルギー消費量の基準値の計算を、床面積だけでなく外皮面積を考慮した基準に見直し、共同住宅などの小規模住戸が不利な点を解消。また、暖房期の日射取得率などを戸建と共同それぞれ別に設定、戸建て住宅に比べて外気に接する外皮面積が小さなことを配慮しました。

「建築物省エネ法」の施行は2段階で行われます。

2016年4月に基本方針、省エネ向上計画の認定・容積率緩和制度、エネルギー消費性能表示制度などが施行。そして2017年4月には適合義務・適合判定制度や届け出・指示制度が施行となります。住宅トップランナー制度も2017年度にスタートします。

住宅の省エネをめぐる体系が大きく変わり、新たな省エネ基準がスタートします。

基準のレベルはこれまでと大きく変わったわけではありません。しかし、2020年までにすべての住宅に省エネ基準が義務化されます。そこに向けた大きな枠組みが定まった一それが「建築物省エネ法」の体系なのです。